

総務委員会会議記録

総務委員長 工藤 大輔

1 日時

平成 19 年 10 月 24 日（水曜日）

午前 9 時 03 分開会、午前 9 時 48 分散会

（うち休憩 午前 9 時 18 分～午前 9 時 22 分、午前 9 時 23 分～午前 9 時 45 分）

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

工藤大輔委員長、郷右近浩副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、岩淵誠委員
千葉伝委員、小野寺研一委員、高橋比奈子委員、吉田洋治委員、久保孝喜委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菊池担当書記、二宮担当書記、伊藤併任書記、浅沼併任書記、松川併任書記

6 説明のために出席した者

なし

7 一般傍聴者

1 人

8 会議に付した事件

請願陳情の審査

受理番号第 14 号 テロ対策特別措置法（平成 13 年 11 月 2 日法律第 113 号）の延長
に反対する請願

9 議事の内容

○工藤大輔委員長 それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり、請
願陳情 1 件について審査を行います。受理番号第 14 号テロ対策特別措置法（平成 13 年 11
月 2 日法律第 113 号）の延長に反対する請願を議題といたします。

さきで開催した委員会において、本請願につきましては、国における新法提出の動向及び
その最新の議論の動向等を踏まえて判断すべきとの御意見があり、本日委員会を開催し、引
き続き審査の上で、その取り扱いを決定することといたしたものであります。なお、さきの
委員会においては、請願の願意そのものには賛成し、採択するが、国の議論の情勢を踏まえ、
新法の提出による、事実上のテロ特措法の延長も盛り込んだ意見書とする必要がある等の

御意見と、不採択との御意見をいただいたところでありますが、その後の国の議論の状況も踏まえて、改めて本請願に対し、御意見を伺いたいと思います。

それでは、御意見はありませんか。

○郷右近浩委員 それでは、私は、さきの委員会の際にも国の動向を見ながらということで、委員会のほうは延長ということになっておりましたが、この中におきまして、私は今回のこの請願に対しては、請願の願意には賛同するものとして意見を言わせていただきたいと思います。

ただし、意見書として国に提出する際には、さきの閣議決定により、インド洋での給油、給水活動を延長する新法の提出があったことから、請願の願意をより正確に反映するためにも、新法による事実上の延長への反対ということにも言及する必要があると。ただ、さきにも述べましたとおり、願意には賛同するものであります。

なお、議会として意見書を提出する際には、要望の部分に、さきの閣議決定で新法案提出の動きがあったことや、国際社会が一致団結して国際テロ撲滅に取り組むことの重要性、そして、テロ特措法に基づく海上阻止活動が、アフガニスタン復興にどう寄与し、テロの根絶にどの程度貢献したかなどの検証、また、海上給油については、イラク戦争への転用疑惑も指摘される中、給油先の他国艦船の活動実績についても、国民が納得する説明が必要である点、そして、請願の趣旨にある平和原則を生かした平和と復興への支援については、外交努力を第一義とした復興支援を求める旨、等を盛り込んだ意見書を作成すべきと考えるものであります。

○久保孝喜委員 私は、前回の委員会においても表明をしたところでありますが、基本的に、この請願陳情の願意には賛同いたすものですが、ただいま、郷右近委員からもお話があったように、新法をめぐる国会での議論ということをきちんと踏まえながら、この願意にプラスの要素としての、新法の問題に触れるべきだと、そういう立場でお話を申し上げたところでもございました。

国会では、10月17日に新法が閣議決定をされて、その前後を通じて、この海上阻止作戦なるものが、本当にアフガニスタンのテロ根絶、あるいはアフガニスタン国民のためになっているのかどうか、国際社会がきちんと検証すべきであるという立場での議論というのは期待をされていたところであります。

なお、その海上阻止行動、阻止作戦なるものが、結果的に一部で言われていますように、国際海洋法上の違反の疑いがあるということも指摘をされておりまして、なおかつ、この阻止作戦の大きな要素として言われていました、アフガニスタンにおける麻薬の密輸ということの阻止という点では、むしろ、アメリカ軍がアフガニスタンへ侵攻以降、この麻薬栽培が爆発的、百十何倍という栽培面積にふえているという現実、これは国連の報告であります。そういう現実からしても、この阻止行動なるものが、決してアフガニスタン国民の利益になっていないということは明々白々であります。

さらに、海上給油によって間接的にアメリカの艦船に給油したとされるその油が、結果的

にはイラク戦争作戦行動に使われていたという現実の報道も実はあるわけです。現実には艦船の参謀長なる人が、そういう証言もしているということからしても、この海上給油活動なるものが、日本の国益にも実は反しているのではないかと、こういうことさえ言われているわけであります。

したがって、テロ特措法なるもの、そして、その新法なるものがこの先、日本の国益にとっては、非常に危険な方向に向いていくということは明らかだろうというふうに思いますし、実質的なテロ特措法の延長となる新法の議論ということも国民の意思として、それはまかりならないということを、議会の意思として発信することは大いに意味があるというふうに思っております。この請願陳情については、そうした条件を付して、そうした内容を含めた採択ということにさせていただきたいというふうに思うわけです。

そこで、委員長に一つだけ確認をしておきたいのですが、前回の議論からしても、新法について触れていないこの請願の願意というものが、どういうことであるのか、請願者との接触をしたのかどうか、そこも含めて、ぜひ委員長の見解もお聞きをしておきたいと思っております。

○工藤大輔委員長 今、久保孝喜委員から、請願者の願意等を確認したのかという趣旨の御質問がありましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

実際に請願が提出され、そして、その後の国の状況が新法提出という方向に変わったということも踏まえ、紹介議員を通じまして、請願者にその願意を確認したところ、新法制定による、事実上のテロ特措法の延長に反対するというのを、その願意に含んでいただきたいという趣旨の話がございました。ですので、これまで意見が出されてきました、新法を含めての請願の取り扱いということについては、請願者の願意であるということで、私は認識をしているところでございます。

ほかに意見はありませんか。

○千葉伝委員 前回の委員会するときにも申し上げましたが、今回出されている請願に対する考え方と、こういうことで改めて申し上げたいと思っております。

委員お二人からそれぞれお話あったわけですが、それはそれとして、まず、この請願の趣旨です。先ほど願意の話がありました。願意という話は、本来は、請願者がしっかりとした、改めてこの請願を提出した上で、議論するというのが私は筋ではないかなと、第一にそう思うところであります。中身についてということであれば、第一に、国会の議論の経緯からすれば、この請願の趣旨はもう、一部失われていると、こういうことを申し上げたいと思っております。

さらに、このテロ対策特別措置法を延長せず、インド洋から自衛隊を撤退させることを求めると、こういうことが、いわゆる新しいテロ特措法案が閣議で決定されて、国会に提出されていると、こういうことで既に11月1日までは期限があるということではありますが、事実上、その時点で終了するということが確定している。このことから、この請願の、現在のテロ特措法の延長に反対する趣旨が失われていると、こういうふうに理解するところであります。

ます。

2番目には、本請願の内容につきましては、私ども岩手県議会の意見書と、こういう話になりますと、本県県民に対する調査は行われてはおりませんが、最近、各種報道機関の世論調査によりますと、インド洋上での自衛隊による給油活動が賛成を上回っているものもあり、あるいは、直近の調査では逆の調査もあるわけですが、その中身についてはほとんど拮抗しているというふうな数字と私は思っております。

そういう意味において、本県の県民にとって、全国調査と同様の世論の動向が推測されると、こういうことを考えた上で、この請願を、岩手県民の代表たる県議会が採択して、必要な意見書を出す、こういうことを考えますと、私ども岩手県議会の重要な役割としての意見書ということがあるわけでありまして、外交あるいは国の安全保障というすべての国民にかかわるもの、こういうことからすれば、当委員会で、二分する世論の中で採択するということには、私はなじまないものではないかなというふうに考えます。

この請願の中身に報復戦争とか、あるいは憲法違反とか、蹂躪するとか、いろいろなそういう表現があるわけでありまして、あるいは国連で認められていないのではないかと、こういう議論もあるわけでありまして、国連の決議とか、あるいは国連事務総長が国際社会の総意として、日本を含む多くの国の貢献に謝意を表明している等々のことからすれば、将来とも日本が国際貢献を図る中で必要な活動だと、こういうことも踏まえた上で、この請願に対しては不採択と、こういうことで申し上げたいと思います。

○工藤大輔委員長 ほかに御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。改めてお伺いしますが、本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○千葉伝委員 先ほどお話し申し上げたように、提出者の願意というのをどのような言葉で表現するか。そのようなことからすれば、先ほど委員長が、私はこういうふうに聞いたと、こういうことだけでそれを意見書に入れるというのは、私はちょっとおかしいかなと思います。改めて提出者がきちっとそういう形で、再提出した形でやっていくのが筋ではないかと、まずそれを申し上げたいと思います。

○工藤大輔委員長 御意見ですね。

○佐々木一榮委員 今の千葉伝委員のことに關してですが、先ほど郷右近委員、そして久保委員からお話ありましたけれども、これ願意は賛成と、あとは意見書の内容の中で、当時の委員会の審議からこれまでの経過、委員長が紹介議員を通していろいろとお話をされたという経過の報告がありましたけれども、いずれにしましても、結果的には、ここで賛否が分かっているわけでありまして、それから、当然ながら今千葉委員が改めて請願を出すべきだというお話もありましたが、これは請願者のほうで出された趣旨に対して、委員会のほうで、変えるというケースもあるわけでありまして、そういった意味で、ある程度委員長が紹介議員を通してその請願者の考え方、これを聞いておられるようでありますから、私としては委

員会として、その辺を委員長提案といいますか、さまざまな中で議論できればというふうに思っておりますので、取り扱いにつきましては、そういう形で進めたほうがよろしいのではないかなというように思います。

○高橋比奈子委員 ただいま佐々木委員のほうから、趣旨の関係で、それで採択して意見を変えるというなお話がありましたけれども、そういう事例は今までどれぐらいあるのでしょうか。私の認識では、1番は、延長せずというのは、全くもう変わってしまったわけですから、こういうふうに変ったものがあった場合には、やっぱり請願者に差し戻しをするというのが、これまで私が経験した議会のルールであるというふうな認識を持っておりまして、部分採択とか、そういうことは本当に異例、まれなことではないし、ほとんど経験がなかったのですが、県議会に来て最近部分採択とか、今まであったのだろうかという疑問が非常にあるので、ちょっとその点を議会事務局に確認をしていただきたいと思います。

○工藤大輔委員長 それでは、休憩しますか。

(「休憩だ」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○工藤大輔委員長 それでは、再開をいたします。

本請願の取り扱い、ただいま不採択の意見、そしてあと採択という意見それぞれあったわけですが、本請願について、採択、不採択、その両方の御意見があったので、採決をいたしたいと思います。

本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○工藤大輔委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会において委員会発議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより意見書の文案を検討いたしたいと思いますが、先ほどの意見も踏まえて、意見書案を策定したいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○工藤大輔委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

(「意見書案」配付)

○工藤大輔委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書の案を御覧いただきたいと思います。

思います。

これについて御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 それでは、御意見がなければ意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤大輔委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって請願陳情の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。